

子どもの連れ去り違憲立法不作為集団国家賠償訴訟
東京高等裁判所 控訴審判決日

控訴人 記者会会見

現在の民法が採用している離婚後単独親権制度が、離婚後における子の親権争いを生んでおり、監護の既成事実化を作り出すために、離婚別居時に片親への無断の、親による子どもの連れ去りが日本国内で横行しています。

法務省の協議離婚のアンケート調査でも、別居時のDVの存在は4%、片親への無断の子連れ別居は53%を示し、その頻度の圧倒的な違いがあります。親による子どもの連れ去りこそ、日本最大の家庭内暴力なのです。

海外では親であっても、無断の子どもの連れ去りは、実子誘拐・拉致と表現され重大な監護権制限の理由になります。

我が国の社会では、子どもの連れ去りが重大な虐待であると認識されず**啓発が全くされないまま**、これを有効に規制する手立てがありません。

今回の子の連れ去り国賠の中で、東京地裁判決でも、立法不作為で法の未整備な状態が判示されました。

「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。」という事態が生じる一方で、子を連れ去った同居親が「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない」という手段を用いた場合には、「面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」のです。

子の連れ去り別居離婚後に、引き離された親子が面会交流の手続きをしても、裁判所の取り決めの80%以上が月に一回以下、しかも一回2時間程度であり、実質は子どもに会えなくなる制限のお墨付きになってしまいます。さらにはその極めて貧弱な時間も守られないことが多いのです。

調停または審判で面会交流が決まっても履行に応じない、不履行、に対抗する手立てには、

- (1)履行勧告
- (2)再調停
- (3)強制執行
- (4)損害賠償請求
- (5)親権者・監護者の変更

といった方法がありますが、実質上有効な手続きにならず、「面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」
状況です。

子の生活や心身状況の変化など正当な事由があれば、最初の取り決めを行わなくてよいとするために、片親と関わりあいになりたくない側あるいは報復する気持ちを持つ同居親が代理人弁護士の助言などもあり、面会交流を忌避する事由を作ることがあります。

住民基本台帳法の DV 支援措置や同居親や子どもの診断書がその道具として利用されたりしています。

それらは引き離し側の一方的な申告にもとづいて作成されても、実際の親子問題の裁判実務で、警察の調書やカルテ開示や鑑定を経て事実が精査されることはありません。

こういった書類は申告にもとづく作成であっても、離婚親権関連の事件では、裁判所に提出された時点で事実ですりかわり、裁判官の個人的な心象や想定する判決の印象に基づいて証拠の取捨があっても、客観的な反論は難しくなります。

別居親が一方的に悪い人間で、同居親の恐れと子どもの心身の不安定を、裁判官が判示すれば、親子が会えないことを繰り返し判決で継続することができてしまいます。

私は生後 2 ヶ月から七年、一度も長女に会えず、相手に接触したり非難を直接ぶつけたことはありません。この問題を一般的に国連や心理士の学会で講演し、また、裁判所の手続きに沿って相手に申立しました。そういった正当な手続きや社会活動をもって高葛藤だから合わせるのが適当でない決め付けたり、また裁判所の運用を批判する当事者にはさらに子どもを会わせない懲罰的な判決文を書くとか、そのような裁判官が多数いるのではないかと、悲惨な状況の親子関係を放置されている私は勘ぐってしまいます。

日本の離婚別居時の親子交流の現状で、何年も面会できていなかったり乏しい親子交流時間に虐げられています。そういった別居親子の裁判所での個人の損害賠償訴訟手続きの中で、同居親・連れ去り親への不利な事実や別居親に有利な事実を無視した判決文を裁判官たちが書いて、敗訴させるパターンが見受けられます。

今回の国賠原告団の個人訴訟でも、婚費減額訴訟、面会交流不履行訴訟などを通じて、裁判所は同居親を守る傾向の運用をしているという印象のケースが複数ありました。

このような裁判官の結果ありきの恣意的と思える判決が続くと、同居親相手に訴訟をしても勝つのは難しく、裁判官が個別具体的なケースで不当判決を連発することで、別居親の面会の履行を求める手段を諦めさせる意図があるのではと考えます。

不公正・不誠実あるいは貧弱な人的資源の運用の裁判所のみでは、良い判決は期待できません。

ヘンダーソンさんが述べたように、我が国日本に対して、親子の人権に関わる国際条約を守るよう 国連、欧州議会、豪州与野党、フランス、米国、英国からも再三非難されています。

子どもの連れ去り国賠の中でも、子どもが両親と交流することの子どもの発達と福祉における重要性が、科学的証拠をもって主張し認められています。この国の未来を担う子どもたちのより良い発達や福祉を実現していく上で、子どもの連れ去り問題を解決していくことは、切迫した問題です。

悲嘆にくれて離れて暮らす親たちも、この国を支える重要な働き手です。少なからぬ割合の子どもに会えない別居親達は、離別後の高い自殺率を示しています。

親による子の連れ去りの問題は、我が国日本の何十万あるいは数百万の子どもと別居親、これから結ばれて未来に子どもを授かるカップルの人たち、孫に巡りあう世代にとって、親子の引き離しは、すぐ起こり得る危機です。

行政や国相手の裁判も勝つのは難しいですが、子どもと引き離されて法的手続きでも救済が困難となっている現状に対する、法改正を求める国民の声は日増しに大きくなっています。

裁判所と国は、これらの我が国の親子の引き離しの社会問題に対する切実な国内外の声を真摯に受け止めて、一刻も早く救うために、家庭裁判所の抜本的改革を含め、親子の引き離しを抑制する実行力のある立法や運用を切実に求めます。

子どもの連れ去り問題、離婚後の親子の問題は、何十年もなかなか報道されてこなかった事実もあります。法改正のけんとうがなされている昨今は、卓球の福原選手のご家庭の親権問題や、ドラマや教養報道番組の中でも、親子の引き離しの問題が取り上げられるようになりました。

しかしながら、非当事者の方が、我が身に迫る危機として実感するのは、子どもを連れ去られてからであることがほとんどです。我が国の両親の離別後の子ども達が他国に比して極端に会えなくさせられている問題は、長年十分に報道されているとは言えない状況でした。

ジャニーズ事務所の性被害問題が長年看過されてきたことには、日本のジャーナリズムの付度が問題視されています。親子の引き離しの問題で、我が国の他国に比して巨大で悲惨な現状が、近年まで極端に報道されてこなかった状況も、司法機関そのものの運用の問題であることで司法機関への付度や、この問題の解決に消極的な方々のクレームやロビーへの付度が影響して、国内のマス

コミのニュース配信の取捨が以前あったのでは無いかと個人的には憂いています。

近年の法改正の機運が国連や外国政府からの批判、国外での報道を通しての日本の子どもの連れ去りや親権関連の国外の報道機関の外圧も大きな役割を果たしています。

昨今の家族法改正の報道の高まりで国内の報道でこの問題を目にする機会も増えました。多くの児童虐待の報道でも被害に遭うお子さんの家庭の背景状況も注目されています。しかしながら、これらの子どもを取り巻く家庭の問題が、他人事ではなく、非当事者の日本人が今そこにある危機と捉えているかはなお不十分だと感じます。

子どもの連れ去りの立法不作為が、違憲かそうで無いかの判断は、国民の認識が高まっているかどうか判断材料として問われています。

親による子どもの連れ去り問題が、親子の人生をくるわす重大な危機として、極めて深刻であること、ここにいる私たちの苦境は、非当事者にとって他人事でない喫緊の課題、現在の非当事者にとっても将来に横たわる看過できない危機で、それに対する法制度の建て付けがされていないままであることを、改めて日本社会に訴えたいと思います。